

枚方市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

令和 6 年 7 月 31 日制定
枚 方 市 要 綱 第 39 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金の交付の目的は、生ごみを乾燥させることにより減量化する電動の家庭用生ごみ処理機（処理水を排水管に直接排水しないものに限る。以下「生ごみ処理機」という。）を購入し、又は賃貸借契約を締結して使用する者に交付することにより、家庭から排出される生ごみの減量化の推進を図ることとする。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 本人又は同一世帯に属する者が過去5年以内に補助金の交付を受けていないこと。ただし、当該賃貸借契約を締結した生ごみ処理機について受けた補助金の交付の対象となった期間が18月未満であって引き続き当該生ごみ処理機について補助金の交付を受ける場合又は生ごみ処理機の破損その他市長がやむを得ない事由があると認める場合を除く。

(補助対象行為)

第4条 補助金の交付の対象となる行為は、1台を限度として、届け出た住所において使用することを目的として市長が別に定める店舗において、生ごみ処理機を購入し、又は生ごみ処理機に係る賃貸借契約を締結することとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 購入する場合 本体価格と消費税額の合計額に2分の1を乗じて得た額又は20,000円のいずれか低い額
- (2) 賃貸借契約を締結する場合 1月当たり、次の契約期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額。ただし、当該契約期間に補助金の交付の対象となった期間がある場合にあっては当該期間を除いた期間を補助金の交付の対象となる期間とし、契約期間の末日が当該年度の翌年度以降である場合にあっては当該年度の末日までを補助金の交付の対象となる期間とする。
 - イ 賃借料が生じた日から起算して3月を経過する日までの期間 賃借料の額又は2,600円のいずれか低い額

ロ 賃借料が生じた日から起算して3月から6月を経過する日までの期間 賃借料に100分の80を乗じて得た額又は2,000円のいずれか低い額

ハ 賃借料が生じた日から起算して6月から18月を経過する日までの期間 賃借料に100分の40を乗じて得た額又は1,000円のいずれか低い額

(補助金の交付決定に通常要すべき期間)

第6条 補助金の交付決定に通常要すべき期間は、21日間とする。

(条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、生ごみ処理機の使用状況の調査に協力することとする条件を付するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行し、同日以後に行われた補助金の交付の対象となる行為について適用する。